

岡山県公報

発行
岡山県
岡山県岡山市内山下
二丁目4番6号

監 査 公 表

●岡山県監査公表第三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定による監査請求について、同条第四項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

平成二十年十月二十八日

岡山県監査委員	伊 藤 文 夫
岡山県監査委員	三 原 誠 介
岡山県監査委員	石 村 道 雄
岡山県監査委員	大 森 礼 子

一 監査の請求

平成20年8月29日、次のとおり岡山県職員措置請求書（以下「請求書」という。）が、提出された。

1 請求人

岡山市乙多見347番地

特定非営利活動法人市民オンブズマンおかやま

代表者代表幹事 重田 龍三

2 請求の要旨

請求人の請求の要旨は、次のとおりである。

(1) 岡山県知事に対し、石井正弘（岡山県知事）、正親栄（名不詳、平成17年6月23日当時岡山県備中県民局税務部長）及び平成17年7月8日岡山県より選付番号46号により不動産取得税の延滞金を選付された納税者に対して、岡山県に対し各自金229,542円及びこれに対する平成17年7月9日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求することを求める。

(2) 請求の理由

① 岡山県は、平成17年6月23日、備中県民局税務部長の専決による決裁によって、納税者某会社（以下「本件納税者」という。）に対し、平成11年度不動産取得税延滞金30,542円及び平成11年度不動産取得税延滞金199,000円を免除する決定をし、同年7月8日、本件納税者に対し、徴収済みの上記延滞金合計金

229,542円を選付した。その経緯は、以下のとおりである。

ア 岡山県は、本件納税者に対し、平成11年9月13日に不動産取得税253,500円（以下「本件税1」という。）、同年10月13日に不動産取得税557,600円（以下「本件税2」という。）について、納期限をそれぞれ同年9月30日、同年11月1日と定めて納税の告知をし、平成12年1月17日、本件納税者に対し、本件税1、2について、同年1月27日までに支払うよう催告した。

イ 備中県民局税務部職員（以下「本件担当者A」という。）が平成12年1月21日に本件納税者を訪問して本件税1、2の納付を督促したところ、本件納税者から分割して納付したい旨の申出を受け、同月24日に本件納税者に対し、本件税1につき20,000円12枚、13,500円1枚、本件税2につき20,000円27枚、17,600円1枚の合計41枚811,100円分の、本件税1、2の本税分のみについての納付書を交付した。

ウ 本件納税者は、上記納付書を使用して、本件税1については平成13年2月まで、本件税2については平成15年6月までに、いずれもその本税のみの納付をし、本件各税についての延滞金の納付はしていなかった。

エ 平成15年7月8日、岡山県は本件納税者に対し、延滞金の納付書を送付したが、以後も、本件税1、2とも、延滞金は納付されなかった。

オ 平成17年5月、本件納税者の別の不動産取得税につき過課納による還付金が発生し、岡山県は、平成17年5月26日、上記還付金を本件税1、2の延滞金（本件税1につき30,542円、本件税2につき199,000円。以下2件の延滞金をあわせて「本件延滞金」という。）に充当する決定をし、同日その旨を本件納税者に通知した。

カ 平成17年5月26日、同年6月9日及び同月10日に、本件納税者の代表者及び従業員は備中県民局に抗議の電話をし、「延滞金については当時の収税担当者が『本税完納後、一度は延滞金を納付するよう文書を出すか、払わなくていい。』と言った」、 「本税も含めて顧問弁護士に依頼して返還の裁判をする」等と主張し、説明のために訪問するよう求めたが、備中県民局税務部では協議の結果、訪問しないこととした。

キ 本件納税者は、平成17年6月14日、岡山県知事石井正弘に手紙を出し、本件延滞金への還付充當に抗議した。当該手紙は、同月15日岡山県庁総務部税務課（以下「税務課」という。）に到達し、翌16日、税務課が備中県民局税務部収税課長から本件についての事情聴取を行った。

ク 平成17年6月17日、備中県民局税務部収税課長と同課第二班長が本件納税者を訪問して代表者と面談したが、代表者は従来の主張を繰り返した。

ケ 平成17年6月20日、備中県民局税務部収税課は、当時の担当者3名の事情聴取を行い、本件担当者Aからは「延滞金を払わなくてもよいとは言っていない」との回答を受けた。

コ 平成17年6月21日、税務課は知事室秘書課（以下「秘書課」という。）あ

てに本件についての「苦情処理票」を作成交付し、苦情の内容と同日現在までの対応状況を報告し、「備中局において今後も代表者と話をする予定」と報告した。

カ 平成17年6月23日、備中県民局税務部収税課第二班長は本件各税の延滞金を免除する文書を起草し、同局税務部長正親某がこれを決裁した。この決裁文書には免除の法的根拠は記載されておらず、免除の理由として次のとおり記載されていた。

（ワ）納税者は過去に滞納はなく、納期限に納付している納税者である。

（ク）本税が完納されて、延滞金額が確定してから、延滞金の催告は一度しかなされておらず、当局の納税者に対する延滞金の催告への取り組みに十分な点がある。

（ケ）納税者は「当局の職員が訪問し延滞金は払わなくて良いと言った」と申し立てしており、納税者が延滞金は払わなくて良いと受け止めたことにやむを得ない点がある。

シ 平成17年6月24日、備中県民局税務部収税課長と同課第二班長が本件納税者を訪問し、本件延滞金を免除し、充当されていた還付金を返還することを告げた。還付金は、平成17年7月8日、銀行振込により本件納税者に還付された。

② しかし、本件延滞金の免除は、以下の理由により違法である。

ア 本件延滞金の免除には、法的根拠がない。

イ 本件延滞金免除の理由とされているものは、いずれも延滞金を免除すべき理由には全くならない。

③ 本件各税については、その徴収の段階からすでに、担当収税官と本件納税者との癒着が疑われる。

④ 本件延滞金の免除がなされた背景には、なんらかの政治的ないし庁内の圧力の存在が強く疑われる。備中県民局は本件苦情が発生した当時は非常に強硬に対応していたが、本件納税者の石井知事あての手紙が6月15日岡山県庁に到着し、翌16日に税務課から事情聴取を受けるや翌17日に本件納税者を訪問している。また、税務課から秘書課に提出された苦情処理票においては備中県民局が引き続き本件納税者と「話をする」として、本件各税の延滞金の還付充当の結果を維持しようとする姿勢を示しているにもかかわらず、同月23日に至って突然に、理由のないことの明らかな延滞金免除の決定がなされている。

3 事実証明書

請求人から、本件延滞金の免除に係る起案・決裁文書の写し等が事実証明書として提出された。

二 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、平成20年8月29日付けをもって受理した。

本件請求は、本件延滞金の免除決定が行われた平成17年6月23日、本件納税者に還

付金が支払われた同年7月8日のいずれの時点からも3年余を経過してなされた。地方自治法第242条第2項では、住民監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

この「正当な理由」の有無は、「当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」とされている（平成14年9月12日最高裁判所第一小法廷判決）。

日々行われている財務会計上の行為を行政機関がすべて公開することは困難であり、単に当該行為の存在を住民がそれを知らなかつたことをもってすべて「正当な理由」があると認めることは、行政をめぐる法律関係の早期安定を図るという法の趣旨に反するものと考えられる。

しかし、本件請求の対象である県税延滞金の免除及び還付金の支出は、県がその行為を特に隠へいしてきたという事実とは認められないが、税務事務の性格上、非常にプライバシー性の高いものであり、相当の注意力をもって調査を尽くしても、当該行為の存在及び内容を知ることが、客観的にみて困難なものであったと認められる。

請求書によると、平成20年8月8日ごろに、本件延滞金免除の経過の一部が掲載されたブログ記事を請求人の会員がたまたま発見し、同月11日に岡山県情報公開条例に基づいて関係文書の開示請求を行い、同月25日に一部開示を受け、同月29日に本件請求を行ったとされており、調査の結果、これに反する事実は認められなかった。

これらの経過をみると、請求人は、当該行為の存在及び内容を知りうることも可能になったときから相当な期間内に監査請求を行ったものと認められ、地方自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があるものと判断する。

三 証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成20年9月24日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人代表者及び請求人理事が出席し、請求書の記載事項を補足する陳述がなされた。その要旨は以下のとおりである。

1 本件延滞金免除の起案・決裁文書には免除の根拠規定の記載がないが、地方税法（昭和25年法律第226号）を調べても延滞金免除の根拠となりそうな条文が見当たらない。

2 本件納税者が出した知事あての手紙が送達されて急転直下、延滞金免除の決定がなされたことが非常に疑問である。

四 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求事項は、一2のとおりであり、本件請求に係る財務会計上の行為は、備中県民局長が行った平成17年6月23日の本件延滞金免除決定及び同年7月8

日に行った還付金の支出として、これらを監査対象とした。

2 監査対象機関

監査対象機関は、岡山県総務部税務課及び同備中県民局税務部とした。

3 監査の実施方法

監査は、税務課から関係資料の提出を求めるとともに、平成20年9月24日に税務課長の陳述を聴取して実施した。なお、税務課長の陳述の聴取の際、地方自治法第242条第7項の規定により、請求人の立会いを認めた。

また、関係書類の調査を行うとともに、監査対象機関の職員から事情を聴取した。

4 監査委員の退任及び就任

平野温恵委員は平成20年9月30日に退任し、大森礼子委員が同年10月1日に就任した。

五 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

備中県民局長が平成17年6月23日に行った不動産取得税に係る延滞金の免除決定及び同年7月8日に行った還付金229,542円の支出は、いずれも違法又は不当なものと認められるので、還付を受けた納税者に対して当該金額の返還を求めるとともに、県の受けた損害の補填のため必要な措置を講ずること。

以上のとおり報告するので、その措置状況について、平成20年12月26日を期限として回答するよう通知する。

六 理由

以下、判断の理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 不動産取得税の徴収権限

本件に係る不動産取得税の徴収に関する事務は、岡山県税条例（昭和29年岡山県条例第37号）第4条及び岡山県事務処理規則（昭和44年岡山県規則第55号）第8条の規定により、備中県民局長（平成16年度までは倉敷地方振興局長）に委任されており、延滞金の減免については税務部長が、還付金の支出については収納管理課長がそれぞれ専決者となっている。

(2) 本件延滞金発生までの経緯

① 倉敷地方振興局長は、本件納税者に対し、平成11年9月13日に本件税1、同年10月13日に本件税2について、納期限をそれぞれ同年9月30日、同年11月1日と定めて納税の告知をし、平成12年1月17日、本件納税者に対し、本件税1、2について、同年1月27日までに支払うよう催告した。

② 本件担当者Aが平成12年1月21日に本件納税者を訪問して本件税1、2の納付を促したところ、本件納税者から分割納付の申出を受け、同月24日に本件納税者に対し、本件税1につき20,000円12枚、13,500円1枚、本件税2につき20,000円27枚、17,600円1枚の合計41枚811,100円分の、本件税1、2の本税分のみについての納付書を交付した。

③ 本件納税者は、上記納付書を使用して、本件税1については平成13年2月まで、本件税2については平成15年6月までに、いずれもその本税のみの納付をし、本件各税についての延滞金の納付はしていなかった。

④ 平成15年7月8日、岡山県は本件納税者に対し、延滞金の納付書を送付したが、以後も、本件税1、2とも、延滞金は納付されなかった。

(3) 本件延滞金の免除決定及び還付金支出に至る経緯

① 平成17年4月21日、本件納税者に不動産取得税減額による還付金381,800円が生じ、備中県民局（以下「備中局」という。）税務部収納管理課では、同年5月26日に本件延滞金への充当を決定し、同日、その旨を本件納税者に通知した。

② 同年5月26日、本件納税者の従業員から備中局税務部収納課（以下「備中局収納課」という。）に電話があり、「延滞金については本件担当者Aが払わなくていいと言った。」、「還付金を延滞金に充当するのは納得できない。」等と主張した。

③ 備中局収納課は、同年6月9日までに課内で協議し、還付充当は正当であると判断した。

④ 同年6月10日、本件納税者代表者から備中局収納課に電話があり、「本件担当者Aに対して損害賠償請求する。」、「平成15年に延滞金についての連絡票がきた後は納付督促の通知が来ていない。払わないといけないなら、その後も通知を出すべきだ。」等と主張した。

⑤ 同年6月14日、本件納税者は岡山県知事石井正弘（以下「知事」という。）あてに手紙を出し、還付金の本件延滞金への充当に抗議し、調査、回答を求めた。この手紙は、あて名が「岡山県知事 石井正弘様」となっており、用件や担当部署が不明であったため、いったん秘書課へ回付された。秘書課で開封したところ、内容が県税に関する苦情であったため、この手紙を税務課へ引き継ぐとともに、知事あての苦情の対応状況を把握するため、今後の対応状況についての報告を税務課へ依頼し、同月15日、税務課が手紙を受理した。

⑥ 同年6月16日、税務課は、備中局収納課長から電話により状況を聴取した。

⑦ 同年6月17日、備中局収納課は、本件納税者を訪問して代表者から話を聞いたが、本件納税者代表者は従来の主張を繰り返した。

⑧ 備中局収納課では、同年6月20日ころまでに、本件担当者A等から事情を聴取した。本件担当者Aは「延滞金を払わなくてもよいとは言っていない。」と回答したが、他の職員から「本件担当者Aのそれまでの交渉方法からすると、延滞金について相手方の言い分に近いことを言ったのではないかと思われる。」という回答があった。

⑨ 同年6月21日、税務課は、備中局の対応状況や、「備中局において、今後も代表者と話しをする予定」との方針を記載した「苦情処理票」を作成して、秘書課に交付した。

⑩ 同年6月23日、備中局収納課第二班長は、本件延滞金の免除を決定する起案

文書を作成し、同日、税務部長が決議した。同文書には、「延滞金免除の理由」として下記のとおり記載されていたが、延滞金免除の根拠規定は記載されていない。

ア 納税者は過去に滞納はなく、納期内に納付している納税者である。

イ 本税が完納されて、延滞金額が確定してから、延滞金の催告は一度しかなされておらず、当局の納税者に対する延滞金の催告への取り組みに不十分な点がある。

ウ 納税者は「当局の職員が訪問し延滞金は払わなくて良いと言った」と申し立てており、納税者が延滞金は払わなくて良いと受け止めたことにやむを得ない点がある。

① 同年6月24日、備中局収税課長と同課第二班長が本件納税者を訪問し、本件延滞金を免除し還付金を返還することを告げた。還付金229,542円は、同年7月8日、口座振替払により本件納税者に還付された。

2 監査対象機関の陳述

税務課は平成20年9月18日に、本件請求に対する岡山県知事としての見解を示す文書を監査委員に提出し、同月24日、その内容に沿って税務課長が陳述を行ったが、その要旨は次のとおりである。

(1) 平成17年5月26日現在、本件納税者は、同社が取得した不動産に係る不動産取得税の延滞金229,542円を滞納していたが、同社が取得した別の不動産に係る不動産取得税について還付金が生じたため、備中県民局長は、当該延滞金に当該還付金の充当を行い、当該延滞金に係る債権は消滅することになった。

(2) しかしながら、備中県民局長は、既に延滞金に係る債権は消滅しており、減免することができる状態にないにもかかわらず、地方税法第73条の32第2項の適用ができるものと誤認して、同年6月23日に充当を行った延滞金の減免を行うとともに、同年7月8日に公金229,542円を本件納税者に交付するための手続きをとっている。

(3) このように、備中県民局長は、明らかに地方税法の適用を誤るとともに、支出の原因が存しないにもかかわらず、公金の支出命令を行っているものと認められるところであり、これらの行為はいずれも無効であると考えられる。

(4) したがって、岡山県知事としては、減免の処分庁等である備中県民局長に対し、確認的に減免及び支出命令を取り消すことを要請し、当該取消しが行われた後、本件納税者に対し、不当利得、すなわち減免の対象となった延滞金に相当する金額である229,542円を返還するよう請求していきたいと考えている。

3 判断

1 における事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のとおり判断する。本件延滞金債権は、本税の分納により、地方税法第73条の32第1項の規定により発生し、平成17年5月26日まで、減免行為等延滞金債権を消滅させる行為は行われておらず存続していた。備中局では、同日、地方税法第73条の27第2項において準用される同法第73条の2第9項の規定を適用して、本件納税者に生じた還付金を本

件延滞金に充当した。この還付金充当は、岡山県事務処理規則及び備中県民局事務処理細則の規定による専決者である備中局税務部収納管理課長の決議により、適正に行われた有効なものであり、これにより延滞金債権は消滅していることが認められる。

しかるに、その後、同年6月23日に延滞金の免除決定が行われているが、還付金の充当は適法に行われており、延滞金債権は消滅していたのであるから、いったん消滅した延滞金を減免することは無効であると認められる。

また、本件延滞金免除の根拠については、地方税法第73条の32第2項に「道府県知事は、納税者が第73条の16の納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。」と規定されており、税務課は当該規定を誤認して適用したものと判断しているが、納税者間の公平を図るという延滞金の趣旨から、当該減免規定は、災害により納期限までに本税を納めることができなかつた場合等限定的な解釈を行うべきものであり、本件延滞金の免除行為は、裁量権の範囲を越えている。

したがって、仮に還付金の充当行為が取り消し得るものであったとしても、当該免除行為は、違法又は不当なものであると判断する。

以上のとおり、本件延滞金免除決定は、法の適用を誤った違法又は不当なものであると判断し、五のとおり勧告するものである。

なお、請求人は、本件延滞金免除の意思決定の過程について、不自然さがあり、何らかの政治的ないし庁内の圧力の存在が強く疑われると指摘している。しかし、監査の結果、そうした事実の存在は認められなかった。

七 監査委員の意見

本件延滞金の免除については、納税者への説明や法令の解釈・適用について、不適切な対応があり、今後、一層、厳正で適切な事務処理に努める必要がある。